

(附則省略)

鳥取県立学校体育施設開放要綱

(目的)

第1条 この要綱は、体育・スポーツ活動の振興を図るため、鳥取県立学校の体育施設を開放し、県民の体育・スポーツ活動の利用に供することを目的とする。

(開放施設)

第2条 県民の利用に供する施設（以下「開放施設」という。）は、別表1のとおりとする。

(開放日及び開放時間)

第3条 開放日及び開放時間は、学校の教育に支障のない範囲とする。

(使用団体)

第4条 開放施設を使用できる者は、体育・スポーツ活動を目的とした団体（営利を目的としないものに限る。）で、開放施設を有する学校（以下「開放校」という。）に届出書（様式第1号）を提出した団体（以下「使用団体」という。）とする。

2 開放校の校長は、届出の申請があったときは、使用団体名簿（様式第2号）を作成する。

(使用許可及び使用許可の取消)

第5条 使用団体が開放施設を使用しようとするときは、教育財産使用許可及び使用料減免申請書（様式第3号）を開放校の校長に提出しなければならない。

2 開放校の校長は、開放施設の使用を許可したときは、申請者に通知（様式第4号）する。ただし、許可後においても開放校の教育に支障をきたす事由が生じたとき及び使用団体が次に掲げる事項のいずれかに該当したときはその許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請に基づいて許可された事実が発覚したとき。

(2) 第7条の規定に違反したとき。

(3) その他開放校が使用団体として不相当と認めたとき。

(使用料)

第6条 使用料は、減免率10分の10として減免する。ただし、使用団体は、別表2に定める実費相当額を負担しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、構成員のうち、児童生徒又は障がい者の割合が2分の1以上を占める場合は、実費相当額の負担を要しないものとする。

3 開放校の校長は、実績に応じて、四半期ごとに実費相当額を徴収する。

(使用団体の義務と責任)

第7条 使用団体は、開放施設を使用するにあたって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 指定した施設設備以外は、使用しないこと。

(2) 使用時間は厳守すること。

(3) 喫煙はしないこと。

(4) 施設内での飲酒、酒気を帯びての使用はしないこと。

(5) 使用后、施設・用具の点検をするとともに、原形に復し、掃除すること。

(6) 自家用車は、所定の場所以外には乗り入れないこと。

(7) その他、開放校から指示された事項。

2 使用団体は、使用責任者を定めるものとする。使用責任者は次の事項を履行すること。

(1) 開放施設整備の維持管理にあたること。

(2) 使用日時の変更が生じた場合は、速やかに開放校の校長あてに連絡すること。

(3) 使用后は、使用簿（様式第5号）に所要事項を記載の上、開放校の校長に提出すること。

(4) 前項に定めた事項について、責任者としての注意を払うこと。

3 使用団体は、使用中の事故防止に万全を期し、事故が発生した場合にはその責任を負わなければならない。

(事故の処理)

第8条 使用責任者は、使用中に事故が発生したときは、直ちに開放校の校長に事故発生報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

(使用団体の賠償責任)

第9条 使用団体は、当該学校の施設設備を故意又は過失により毀損又は亡失したときは、その損害を賠償するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の実施にあたっての必要な事項は別に定める。

(別表1) 開放施設

施設名	開放校
体育館	鳥取東高校、鳥取商業高校、鳥取湖陵高校、鳥取緑風高校、青谷高校、岩美高校、智頭農林高校、倉吉西高校、倉吉農業高校、倉吉総合産業高校、米子西高校、米子高校、米子南高校、米子工業高校、境高校、境港総合技術高校、日野高校、鳥取盲学校、鳥取聾学校、白兔養護学校、倉吉養護学校、琴の浦高等特別支援学校
グラウンド	鳥取東高校、鳥取工業高校、鳥取緑風高校、智頭農林高校、倉吉東高校、倉吉農業高校、倉吉総合産業高校、米子西高校、米子工業高校、境港総合技術高校、日野高校、米子養護学校、琴の浦高等特別支援学校
テニスコート	鳥取東高校、鳥取西高校、日野高校
柔剣道場	青谷高校
弓道場	倉吉西高校
ホッケー場	八頭高校

(別表2) 開放施設使用実費相当額 (1時間あたり)

使用施設	実費相当額
体育館・柔剣道場	300円
グラウンド・ホッケー場	照明器具ワット数×灯数×15円/kwh

注1 日野高校の照明設備実費相当額は、日野町が定め、徴収するものとする。

注2 照明使用時間が1時間未満であるとき、又は照明使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。